



SCS Global
One team, No border

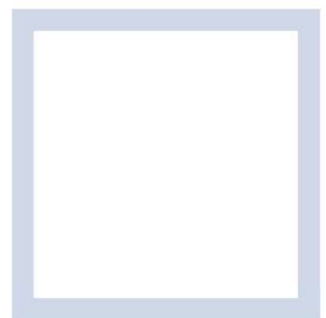
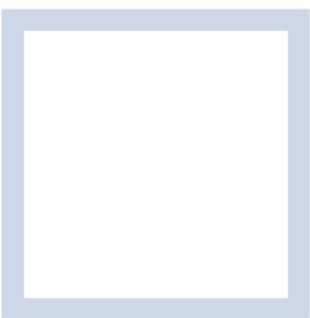
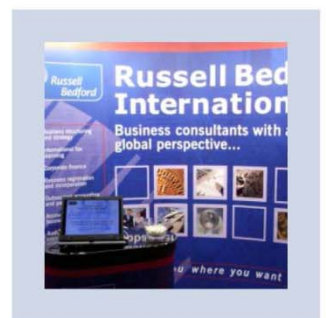
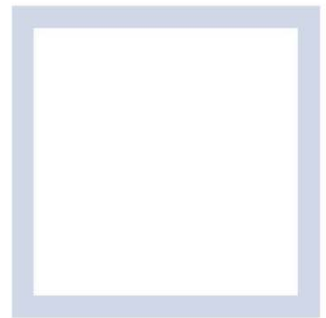
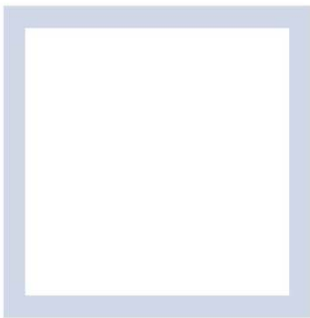


KTC SCS AUDIT

Member of Russell Bedford International -
 with affiliated offices worldwide

NEWSLETTER

2015年5&6月15日発行



目次

Page

法人所得税の（CIT）の改正

1

CIT の規制 Decree 12/2015/ND-CP 及び CIT 通達の修正

税関手続の優遇

2

税関手続の優遇に関するガイダンス

市場における輸入商品のインボイスや書類の規制

2

Circular 64/2015/TTLT issued by MOF (Ministry of Industry and Trade, Ministry of Public Security, and Ministry of National Defense)

レビュー業務のベトナム基準の発行

3

2015 年 5 月 8 日付 Circular 65/2015/TT-BTC

その他保証業務のベトナム基準の発行

3

2015 年 5 月 8 日付 Circular 66/2015/TT-BTC

合意された手続業務のベトナム基準の発行

3

2015 年 5 月 8 日付 Circular 68/2015/TT-BTC

完了したプロジェクトの決算報告書に対する監査のベトナム基準の発行

3

2015 年 5 月 8 日付 Circular 67/2015/TT-BTC

ハイテク企業の規準

4

規制 Decision 19/2015/QD-TTg (the Prime Minister)

事業登録手続きのガイダンス

4

事業登録手続に関する Office letter no. 4211/BKHDT-DKKD

法人所得税の (CIT) の改正

2015 年 6 月 22 日に MOF は、Circular96/2015/TT-BTC を発行した。

ベトナム企業の海外投資からの所得

- 二重課税を持つ国や地域からの所得は、租税条約の対象となる
- 税率は、ベトナム国における現行法に基づく
- 税務申告及び納税のない海外所得税務当局により指摘される
- 海外投資からの損益は、CIT 目的に国内所得から発生した損益と相殺することは許されない

不動産の移転、投資プロジェクトや投資物件の参加からの損失は、同じ課税期間のその他事業からの利益と相殺できる。また、本損失は、現行の税法より繰越欠損金となる。

サービス提供による収益認識の時期は、サービスが完全に又は部分的に提供されたかによる。

損金算入費用の補足

- 従業員の便益及びキャリア教育目的のための固定資産の減価償却費
- 材料、燃料やエネルギー消費において自己規制を超える費用
- 適切な証憑の有る従業員のための現物制服手当（現金手当は、一人一年辺り 5Milion の上限がある）
- 適切な証憑の有る個人銀行口座からの 20Milion 又はそれを超える旅費
- 水道及び電気代。Circular78/2014/TT-BTC の 02/TNDN は求められ無い
- 事故保険、健康保険、その他自発保険（生命保険及び年金保険）等の従業員の福利厚生費

農業及び漁業生産物からの収益が税制優遇となる条件

- 農業及び漁業の材料コストが製品原価の少なくとも 30%
- 農業及び漁業生産物や商品は税金執行の対象とならない

農業及び漁業生産物からの収益は、税務優遇に対して分離して決定及び申告すべきである。

分割後の繰越欠損金

分割前の損失は企業の資本比率に応じて配分されるべきである。

本通達は、2015 年 8 月 6 日に発行し、2015 年以降の CIT 課税期間に適用される。

税関手続の優遇

2015年5月12日にMOFは、Circular72/2015/TT-BTCにて税関手続きに対する優遇政策をガイドしている。

PE認定される条件は以下である。

- 年間の輸出入の収益がUSD100Milion以上
- ベトナムにて製造された商品の年間の輸出入の収益がUSD40Milion以上
- ベトナムにて製造又は生産された農産物・魚産物の年間の輸出入の収益がUSD30Milion以上
- 一年辺り20,000申告以上を持つ税関エージェント

税関及び税務登録とのコンプライアンスの条件

- 脱税行為、税不正、2年連続でクロスボーダーの違法な商品輸送や密輸がないこと
- 全体申告の0.5%以下のレートで行政処分対象の申告を持つ税関エージェント
- 税の延滞がないこと

PEは、税関構内でのポストクリアランス検査は免除される。申告者の場所でのポストクリアランス検査は、最大でも3年連続に一度税関当局により行われる。優遇期間は3年である（以前は2年）。

PEの評価、認定と停止のための詳細な手順が記載されています。PEの決定が発行される制限時間は、評価日後15営業日から10営業へと日短縮される。

本通達は、2015年6月26日から有効になり、MOFの2013年6月27日付けのCircular 86/2013/TT-BTCと2013年9月24日付けのCircular 133/2013/TT-BTCと置換される。

市場における輸入商品のインボイスや書類の規制

2015年8月5日付けのCircular64/2015/TTLT-BTC-BCT-BCA-BQPはMOF及びMinistry of Industry and Trade - Ministry of Public Security - Ministry of National Defenseの共同発行され、市場における輸入商品のインボイスや書類を規定している。

これによれば、以下のことが商品の売却又は保管において義務付けられている。

- 検査時から24時間以内にインボイス及び書類の原本を提示する（以前は72時間）
- 検査時に企業の印があるインボイス及び書類のコピーを提示する

本規則の違反は、密輸行為とみなされ、商品が強制収用される。

ベトナムで消費する加工商品及び材料に対して、

- 同領域における非独立会計実務の店では、輸送、保管や販売を行う場合、輸入申告書のコピーと内部輸送ノート兼発送ノートを提示することが義務付けられている。
- 独立会計実務の店では、インボイスが上記のノートの代用とできる。

本通達は、2015年7月1日より効果を發揮し、2011年5月12日付けの60/2011/TTLT-BTC-BCT-BCAと置換される。

レビュー業務のベトナム基準の発行

MOF は、レビュー業務のベトナム基準 2015 年 5 月 8 日付の Circular65/2015/TT-BTC を発行し、下記内容を含む。

- 基準 No. 2400-歴史的財務諸表のレビューに対する
- 基準 No. 2410-企業の独立監査人により行われる中間財務諸表のレビュー

本通達は、財務諸表及び財務情報をレビューする監査法人、ベトナムにある外国監査法人の支店、公認会計士及び利害関係者に適用される。

レビュー業務は 2016 年 1 月以前により行われるが、2016 年 1 月以後のレポートはこの Circular に従う必要がある。

本通達は、2016 年 1 月より効果を発揮する。

その他保証業務のベトナム基準の発行

2015 年 5 月 8 日、MOF は、その他保証業務の Circular 66/2015/TT-BTC を発行した。それは以下を含む。

- 基準 No. 3000-監査又は歴史的財務諸表のレビュー以外の保証業務
- 基準 No. 3400-将来財務諸表の調査
- 基準 No. 3420-保証業務は、目論見書に含まれる財務情報の編集に報告する

本通達は、財務諸表及び財務情報をレビューする監査法人、ベトナムにある外国監査法人の支店、公認会計士及び利害関係者に適用される。

レビュー業務は 2016 年 1 月以前により行われるが、2016 年 1 月以後のレポートは本通達に従う必要がある。

本通達は、2016 年 1 月より効果を有する。

合意された手続き業務のベトナム基準の発行

MOF は、2015 年 5 月 8 日に、Circular No. 68/2015/TT-BTC で合意された手続き業務のベトナム基準を発行した。これは、以下のものを含む

- 基準 No. 4400-財務諸表に関する合意された手続き業務
- 基準 No. 4410-財務情報の要約サービス

合意された手続きを行う場合、勅許会計士、公認会計士、会計事業や監査法人の責任を本通達が規定する。

レビュー業務は 2016 年 1 月以前により行われるが、2016 年 1 月以後のレポートはこの Circular に従う必要がある。

監査基準 No. 930 「財務情報の編纂業務」及び No. 920 「合意された手続き業務」は、2016 年 1 月 1 日に期限が切れる。

本通達は、2016 年 1 月より効果を有する。

完了したプロジェクトの決算報告書に対する監査のベトナム基準の発行

2015 年 5 月 8 日、MOF は、建設プロジェクト・ワークセクション・その他投資プロジェクトに適用される完了したプロジェクトの決算報告書に対する監査のベトナム基準に関して Circular No. 67/2015/TT-BTC を発行した。

2005 年 1 月 18 日付け MOF により発行された Decision No. 03/2005/QĐ-BTC 監査基準 No.1000 「投資の最終会計の監査」及び No. 920 「合意された手続き業務」は、2015 年 1 月 1 日に期限が切れる。

本通達は、2016 年 1 月より効果を有する。

ハイテク企業の規準

2015年6月15日に付の Decision 19/2015/QĐ-TTg は、ハイテク企業（HTE）を特定するために詳細な規準を規定している。

THE は、投資法と以下のものに規準に合致するものである。

- ハイテク製品からの年間売上が少なくとも70%
- 中小企業に対してベトナムの研究開発（R&D）のための支出が、年間純売上高少なくとも1%のであること。資本金 VND100Billion を超え且つ 300 人以上の従業員総数の企業に対しては、少なくとも0.5%である。
- 直接の R&D 活動を行って学士号以上の資格を持つ従業員の数は、中小企業の従業員の総数の少なくとも5%をカバーする。また、資本金 VND100Billion を超え且つ 300 人以上の従業員総数の企業に対しては、この比率は2.5%であるべきだが当該人数としては少なくとも15人である。

本通達は、2015年1月より効果を有する。

事業登録手続きのガイダンス

2015年7月1日から有効となる2014年会社法の実施を確保するため、2015年6月26日付けの投資計画省は事業登録手続きのガイダンスの Official Letter 4211/BKHDT-DKKD 発行した。

- 事業、支店、駐在員事務所、事業所在地の登録
- 事業、支店、駐在員事務所、事業所在地の登録の変更
- 投資証明、投資ライセンスの変更
- 事業登録変更の通知
- 事業印の通知
- 事業の一時停止

- 事業の解散
- 事業の支店、駐在員事務所の閉鎖

事業新たなフォームの適用は当該オフィシャルレターが発行された2015年7月1日からである。

会社会計システムの修正

2015年5月8日、MOF は、Circular 75/2015/TT-BTC を発行し、2014年12月22日付けの会社会計システムに関する Circular 75/2015/TT-BTC を修正した。

四半期財務諸表又は半期財務諸表が強制となる企業は、2015年の中間財務諸表を作成することにおいて Decision 15/2006/QĐ-BTC 又は Circular 200/2014/TT-BTC を選択適用できる。しかしながら、2015年度末の財務諸表は、Circular 200 に従わなければならない。

2009年11月6日付けの MOF が発行した Circular 210/2009/TT-BTC で規制される金融商品を表示及び開示する企業には奨励されるとされるが、まだ要求はされない。

本通達は、2015年7月14日より施行

免責事項

本ニュースレターは、要約形式の情報が含まれているため、一般的なガイダンスを想定しております。より詳細な調査や専門家としての判断の代用になるものではありません。参照は、適切なアドバイザーになされ、KTC SCSは、本記載事項で引き起こされるいかなる人物の行動による損失に関して、一切の責任を負いかねます。

KTC SCSは、ヨーロッパ、南北アメリカ、中東、アフリカ、インド亜大陸、アジアの90カ国以上で、460名のパートナー、5,000名のスタッフと200のオフィスに代表されるラッセルベッドフォード・インターナショナル(www.russellbedford.com)のメンバーであります。

KTC SCSはお客様に高品質のサービスを提供するプロフェッショナル・ファームです。我々はクライアントに対する事業上の問題への実践的且つ費用対効果の高いソリューションという付加価値の高いサービスに注力しています。また、品質管理は我々を差別化するビジネスで最も重要なプロセスです。

KTC SCSは、（ローカル及びインターナショナル）公認会計士、様々な業界で働くことに豊富な経験を持つ会計及びファイナンスの博士、MBA保持者などの資格ある専門家のチームによって構成されている。人材こそ、我々の最も重要な成功要因です。

お問い合わせ

ハノイ事務所

Pham Duy Hung
hung.duy.pham@scsglobal.vn

Do Thuy Linh
linh.thuy.do@scsglobal.vn

Nguyen Cam Chi
chi.cam.nguyen@scsglobal.vn

Level 4, GP Invest Building, 170 La Thanh Street,
Dong Da District, Hanoi, Vietnam
Tel:+84-4-6277 6386
Fax: +84-4-6277 6376

ホーチミン事務所

Thai Van Anh
van.anh.thai@scsglobal.vn

Le Quang Hai
hai.quang.le@scsglobal.vn

Level 4, 162B Dien Bien Phu, Ward 6,
District 3, Ho Chi Minh City, Vietnam
Tel:+84-8-6290 9980
Fax: +84-8-6290 9981

本ニュースレターにおける記載事項の詳細な情報に関しては、ウェブサイトwww.ktcvietnam.comを参照するか、hanoi@ktcvietnam.comにご連絡頂けると幸いです。

